

高等学校等就学支援金のお申し込みをされる方へ

正しい申請のための チェックシート



審査のために必要な手続きがされていないと、授業料支援が大幅に遅れます。
就学支援金をできるだけ早期にお受け取りいただくために、ご協力をお願いします。

1 無収入の場合も住民税の申告が必要です。

下記に該当する保護者の方は、申請の前に手続きが必要になります。

① 配偶者の方

※控除対象配偶者等を除く



② ①以外で未申告の方

※個人事業主で赤字の場合等



住民税の申告をしていない場合、
追加の手続や書類提出が必要
になります。

例

自営業の父と配偶者（控除対象配偶者等を除く）の母
父は確定申告をしているが、
母が税申告をしていない場合…



保護者2人分の収入が
確認できないと、
支援金をお支払い
できません！



収入の申告をしていない等、心当たりのある方は裏面の簡単確認チャートでCHECKしてください▶

2 オンライン申請時、課税地の入力はお間違えなく！

課税地とは現在住んでいる住所ではなく、照会対象となる年の1月1日に在住していた場所を指します。

今年、引越した方



単身赴任の方



海外赴任の方



課税地の入力が誤っていると、
追加の確認や書類提出が必要
になる場合があります。

あなたの課税地はどこですか？

～2回の引越を経験したAさんのケース～

令和6年1月 令和7年1月



入学した時は
こちら

令和7年4月にオンライン申請をする場合

→令和7年4月～6月分は令和5年の収入を基に判定するため、
令和6年1月1日に在住していた台北市（海外）が課税地になります。

年度途中の
申請はこちら

令和7年7月にオンライン申請をする場合

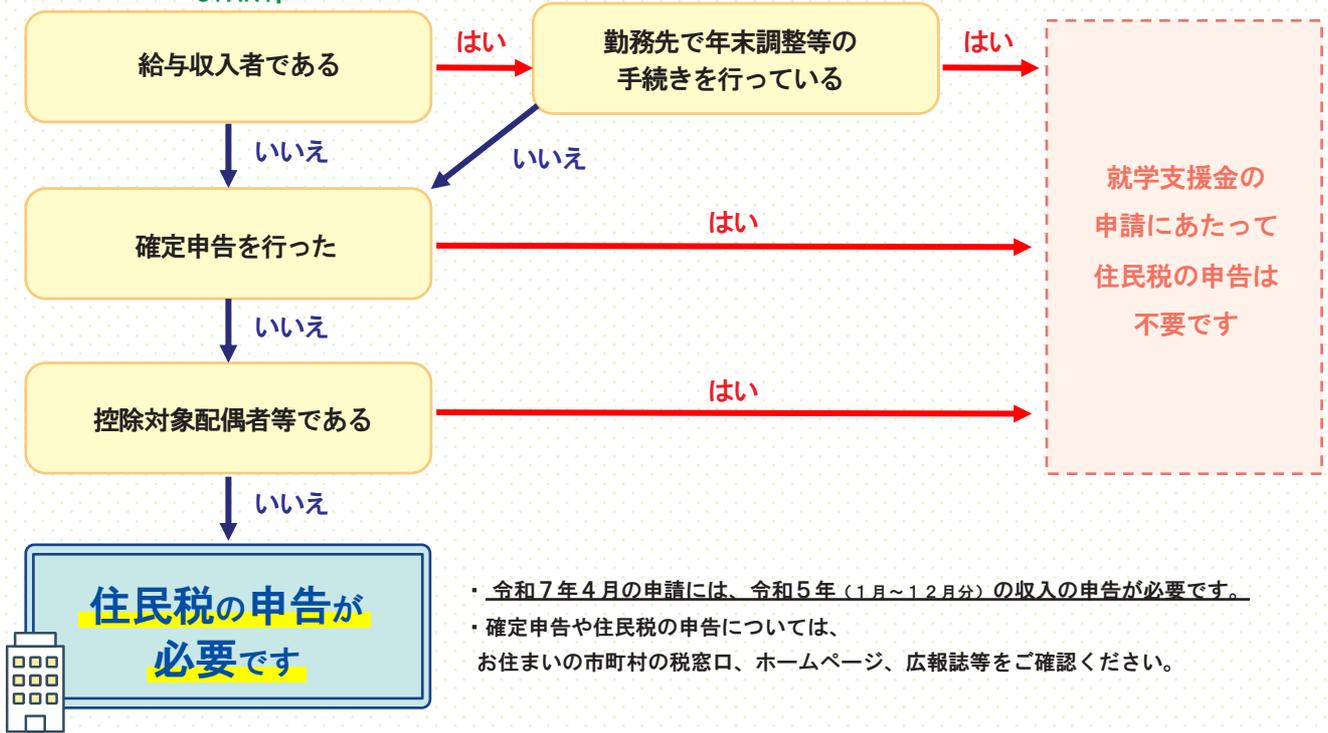
→令和7年7月～翌3月分は令和6年の収入を基に判定するため、
令和7年1月1日に在住していた京都市が課税地になります。

詳細な情報、オンライン申請の方法は裏面をご覧ください▶

保護者ごとに
CHECK!

申告が必要かわかる！ 簡単確認チャート

START!



オンライン申請時の課税地の入力方法

オンライン申請時に誤った課税地情報を入力されると、課税額等が確認できず支援金をお支払いできません。お間違えないようにお願いします。



▼入力画面 (e-Shien 就学支援金オンライン申請システム)

間違えないように入力してください。

課税地情報 **必須**

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、口にチェックを付けてください。

都道府県
--選択してください--

市区町村
--選択してください--

日本国内に住所を有していない。

※画像はイメージです。

